

質問及び回答リスト

件名：「高速道路におけるEV急速充電設備の整備」公募に関する質問事項
質問受付〆切：2025年10月27日（月）

質問 番号	質問日	質問箇所	質問内容	回答日	回答内容
1	2025/10/21	要領P4 5) ② 要領P7(B) 2)	要領P4 5)に、「出力は、原則90kW以上とすること」とありますが、経済産業省指針に記載のある「空白地域等の稼働状況等を踏まえ、ネットワーク維持の観点」で50kWの提案は可能でしょうか。また、可能な場合、要領P7(B) 2)にありますが加点評価はいかがになりますでしょうか。	2025/10/23	公募要領 5.公募要件 5)に記載のとおり、「充電インフラ整備促進に向けた指針（令和5年10月、出典：経済産業省）」に基づき、充電器の出力については、限られた配置レイアウトの中で充電時間の短縮を図ることを目的として、高出力化を目指し、原則として90kW以上としています。 ただし、 <u>技術的等※な制約</u> がある場合で、かつ合理的な提案であることが証明される場合には、50kWの提案も可能です。 なお、公募要領P7の(B)加点項目 2)に記載の加点評価については、出力が90kW未満の場合は加点の対象外となりますので、ご留意ください。 ※（一例）電力供給に制約がある地域であり高圧受電が困難、電気事業法、電気設備の技術基準、電気用品安全法等の関連法令による制約があるなど
2	2025/10/21	要領P7(B) 4)	要領P7(B) 4)にありますが加点項目(決済手段)ですが、現時点では未対応であっても、充電サービス開始時に具備していれば加点評価となりますでしょうか。	2025/10/23	加点項目である決済手段については、申請時点で未対応であっても、充電サービス開始時までに対応が完了していることが確認できる場合には加点評価の対象とします。なお、充電サービス開始時点に対応予定であることを確認できる書類を、申請時に提出願います。
3	2025/10/21	要領P4 4)	要領P4 4)に「双方の合意が得られず契約に至らなかった場合、補助金申請が認められず辞退する場合、又は整備期間中に工事が着手できない場合でそれまでに事業者が要した費用は事業者が負担するものとする。」とありますが、他に事業者に課されるペナルティ等がありますでしょうか。	2025/10/23	公募要領 5.公募要件 4)に記載されているとおり、「双方の合意が得られず契約に至らなかった場合、補助金申請が認められず辞退する場合、又は整備期間中に工事が着手できない場合」で、それまでに事業者が要した費用は事業者が負担となります。なお、これらのいずれかに該当する場合であっても追加的なペナルティは課されません。
4	2025/10/22	公募要領 別紙3 5)	(B)加点項目の5)課金方式において、一部の決済手法は時間制課金、一部は従量制課金の場合は、どちらを選べばよろしいでしょうか。	2025/10/23	(B)加点項目の5)課金方式においては、休憩施設(上下線別)ごとの課金方式に応じて、公募要領 別紙3 5)に記載願います。なお、評価方法については、公募要領 8.応募方法 4)に記載の通り、整備箇所の全体で評価を行い、評価点は各休憩施設(上下線別)のうち最も低い点を採用いたします。
5	2025/10/27	要領P7	22日に質問させていただいた件で、”休憩施設(上下線別)ごとの課金方式に応じて、公募要領 別紙3 5)に記載願います”といただいたのですが、同じ施設の同じ充電器で、たとえば、クレジットカードは時間制、QRコードは従量制となった場合、その施設は時間制なのか、従量制なのかでいうと、どちらになりますでしょうか。	2025/10/28	同一充電器において、「従量制課金」と「時間制課金」の両方が導入されており、いずれの方式も利用者が制限なく選択できる状態で運用されている場合は、公募要領 別紙3 5)に、両方の課金方式を記載願います。なお、加点評価については加点の高い「従量制課金」で評価いたします。
6	2025/10/27	要領P7	加点項目につき、充電器の口数の多さによる加点はありますでしょうか。	2025/10/28	「充電器の口数」につきましては、加点項目には該当いたしません。加点項目については、公募要領 8.応募方法 B)加点項目に記載のとおり、「土地使用料評価」、「1口の最大出力」、「運営体制」、「決済手段」、「課金方式」の5項目となります。
7	2025/10/27	要領P7	記載がないので無いという認識ですが、急速充電器の充電規格の指定はありますでしょうか。	2025/10/28	急速充電器の充電規格の指定はございません。詳細の公募要件につきましては、公募要領 5.公募要件をご参照ください
8	2025/10/27	要領P7	記載がないので無いという認識ですが、ある規格の設定による加点はありますでしょうか。（例えばCHAdeMO規格であれば加点〇〇点等）	2025/10/28	「充電器の規格」につきましては、加点項目には該当いたしません。加点項目については、公募要領 8.応募方法 B)加点項目に記載のとおり、「土地使用料評価」、「1口の最大出力」、「運営体制」、「決済手段」、「課金方式」の5項目となります。
9	2025/10/27	要領P7	特定の休憩施設のみへの応札は可能でしょうか。	2025/10/28	応札については、公募単位となり、対象の休憩施設としては、公募要領 2.対象となる休憩施設等 に記載の通り、「別紙1」に記載の全てとなります。そのため、特定の休憩施設のみを対象とした応札は認められません。
10	2025/10/27	要領P7	地区ごとに複数多くの場所へ応札するほど加点がされる等の評価軸はありますでしょうか。	2025/10/28	問9で回答した通りであり、地区ごとに複数の休憩施設へ応札することによって直接的に加点される評価軸はございません。
11	2025/10/27	要領P7	急速充電器の電源につき、休憩施設のキュービクルから受電することは可能でしょうか	2025/10/28	休憩施設のキュービクルから受電することは不可となります。公募要領 5.公募要件 4) ②に記載のとおり、充電設備（電柱からの電源の引き込み配線・配管も含む）は、事業者側で実施・負担となります。
12	2025/10/27	要領P7	急速充電器にキュービクルからの受電をすることが可能な際、急速充電器が受電した電力量に対する電力料金の単価に指定はありますでしょうか。	2025/10/28	質問11で回答した通り、休憩施設のキュービクルから受電することは不可となります。
13	2025/10/27	要領P7	決済手段の種別の考え方について教えて下さい。例えば、決済手段が、ApplePay とGooglePay、PayPay、楽天ペイ、d 払いがあったとき、決済手段はいくつと見做されるでしょうか。	2025/10/28	公募要領 (B) の加点項目4) に記載の通り、決済手段には主に「クレジットカード」「会員カード」「QRコード」「ETC」などがあります。 Apple PayおよびGoogle Payはモバイル決済（非接触型）に分類され、PayPay、楽天ペイ、d払いはQRコード決済に分類されます。 したがって、「モバイル決済（非接触型）」「QRコード」の2種類に該当します。